

【探せ！四国西予ジオの秘宝 開催記念クーポン券】

取扱店舗 募集要項

平成27年9月4日

四国西予ジオパークスポーツイベント実行委員会

◆趣 旨

四国西予ジオパークのジオポイントを巡る『探せ！四国西予ジオの秘宝』に合わせ、市内で使用可能なクーポン券を発行し、市内飲食店・宿泊施設・お土産店などにおいて、割引サービスが受けられる仕組みを構築し、地域内の消費喚起と交流人口の拡大を図ります。

なお、本事業は西予市と業務委託契約を締結して開催するイベントです。

1. クーポン券の事業概要

- (1) 名 称 探せ！四国西予ジオの秘宝 開催記念クーポン券
- (2) 発 行 者 四国西予ジオパークスポーツイベント実行委員会
- (3) 発 行 額 810万円分
- (4) 発行内容 総数14,100枚
買物券・・・額面500円で12,000枚
宿泊券・・・額面1,000円で2,100枚
- (5) 利用期間 平成27年10月1日(木)～平成28年1月31日(日)
- (6) 配布方法 イベント参加者等に配布
- (7) 引換期間 平成27年10月8日(木)～平成28年2月9日(火)
- (8) 利用店舗 西予市内に店舗のある小売業、飲食業および宿泊業、サービス業を営む店舗

2. クーポン券取り扱い厳守事項

- クーポン券は物品の販売またはサービス(役務)の提供などにおいて利用可能です。
- クーポン券と現金の交換は禁止しています。
- クーポン券額面以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。
- 不足分は現金等で受け取ってください。
- 店舗で独自にクーポン券の利用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨明示してください。
- 利用期間を過ぎたクーポン券は受け取らないでください。
- クーポン券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対しては、発行者は責を負いません。
※クーポン券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。

3. クーポン券の利用対象にならないもの

- ビール券、図書券等のほかの商品券、プリペイドカード、官製はがき、切手等の換金性の高いものの購入
- 税金、振込手数料、公共料金等(電気・ガス・水道料金等)への支払い
- 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等への支払い
- 土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場(一時預かりを除く)等の不動産に係る支払い
- 現金との換金、金融機関への預け入れ
- 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- クーポン券の交換又は売買

4. 参加資格

西予市内に本社および拠点を有する事業者とし、西予市内の店舗に限りクーポン券を利用可能とすることができるもの。

ただし、次の事業者は除きます。

- ①特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っているもの
- ②上記3.「クーポン券の利用対象にならないもの」に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗
- ③暴力団または暴力団員と深く関わっているもの

5. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- ①利用可能店舗であることが明確になるよう、販売ツール（ポスター）を消費者が分かりやすい場所に提示にしてください。
- ②消費者が利用されるクーポン券について、受け取って問題ないかの確認をしてください。
なお、偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報してください。また、その旨四国西予ジオパークスポーツイベント実行委員会にも報告してください。
- ③クーポン券を受け取った時は、再流通を防止するため商品券裏面に店舗名等を押印または記入することとし、既に押印があるものは、受け取りを拒否してください。
- ④登録された店舗名とクーポン券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますので、ご注意ください。
- ⑤クーポン券の交換及び売買は行わないでください。
利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用されたクーポン券のみ換金可能です。

6. 申し込みについて

(1) 申込方法

四国西予ジオパークスポーツイベント実行委員会事務局にて登録手続きを行っています。

この「募集要項」に同意の上、「取扱店舗登録申請書（3枚複写）」に必要事項を記入・押印のうえ申請してください。

- ・申請者の印鑑（実印以外でも可、ただし、シャチハタは不可。あらかじめ不備のない「取扱店舗登録申請書」に記入・押印のうえ申請書を持参する場合は不要です。）

(2) 申込期間

平成27年9月7日（月）～9月28日（月）

(3) 取扱店舗登録料

不要

(4) 取扱店舗の選定

「取扱店舗登録申請書」を審査し、取扱店舗として登録します。

登録次第、「取扱店舗登録証」、「ポスター」、「商品券見本」及び「換金申請書」等を後日郵送またはお渡しします。

(5) その他

取扱店舗向け「取扱店舗用運営マニュアル」を作成し、ホームページに掲載します。

7. 取扱店舗の取消等

「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店舗の承認取消、損害金の発生が生じた際はご請求する場合があります。

8. 換金について

以下を換金の基本方針とします。

(1) 換金場所

四国西予ジオパークスポーツイベント実行委員会事務所（ワケスポーツ宇和店内）

西予市宇和町卯之町4丁目668-7（フジ宇和店 国道56号線沿い）

営業時間：午前9時～午後7時、定休日：水曜日および1月1日・2日

(2) 換金方法・・・**事務所にてその場で換金**

クーポン券および請求書および領収書が必要です。

換金方法等の詳細については、取扱店舗登録時にお渡しする「取扱店舗用マニュアル」をご覧ください。

(3) 換金手数料・・・**負担なし**

換金場所で行う換金に対しての店舗さまの手数料負担はありません。

(4) 換金請求期間

平成27年10月8日（木）～平成28年2月9日（火）

※上記の期間を過ぎての換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

(5) 5万円以上の換金について

現金の準備がありますので、5万円以上の換金については事前にご連絡いただきますようお願い申し上げます、

9. その他留意事項

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・「クーポン券の使えるお店」として、店舗名称、所在地、電話番号、業種等をホームページで広報します。

10. お問い合わせ等

四国西予ジオパークスポーツイベント実行委員会事務所（ワケスポーツ宇和店内）

住 所：西予市宇和町卯之町4丁目668-7（フジ宇和店 国道56号線沿い）

T E L：0894-62-0260

F A X：0894-62-5592

M A I L：seiyogeosports@gmail.com

営業時間：午前9時～午後7時

定 休 日：毎週水曜日

H P：<http://seiyogeosports.ehime.jp>

お 願 い：

- ・クーポン券に関するご質問等でお電話をいただく場合は、必ず「サイクリングイベントクーポン券についてのお電話」の旨をお伝えください。
- ・担当者が不在にしている場合は改めてご連絡いたします。
- ・運営に不慣れな点もありますのでご了承ください。